

2024年8月1日

各位

会社名 株式会社 音通
代表者名 代表取締役社長 岡村 邦彦
(コード番号 7647 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 代表取締役副社長 仲川 進
(TEL 06-6372-9100)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2024年10月上旬を目処に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年8月19日（月）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 基準日 | 2024年8月19日（月） |
| (2) 公告日 | 2024年8月2日（金） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページ上に掲載いたします）
https://ontsu.co.jp/ |

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2024年6月27日に公表した「株式会社 GENDA による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社 GENDA（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において当社株式の全て（当社が所有する自己株式及び株式会社デジユニット（以下「デジユニット」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及びデジユニットのみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立後に、公開買付者及びデジユニットが所有する当社株式に係る議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、当社の株主（公開買付者、当社及びデジユニットを除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。他方で、公開買付者は、②本公開買付けの成立後に、公開買付者及びデジユニットが所有する当社株式に係る議決権の数が当社の総株

主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、公開買付者による上記要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、上記1.記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は(ii)本公開買付けの成立により、公開買付者及びデジユニットが所有する当社株式に係る議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

以 上